令和６年７月26日
国土交通省関東地方整備局
企画部

「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン」及び「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札･契約、総合評価に関する運用ガイドライン」の改定について

～令和６年８月１日以降に公告（公示）となる案件から適用します～

関東地方整備局における「工事」「業務」の「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン」及び「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札･契約、総合評価に関する運用ガイドライン」を改定します

「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン」及び「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札･契約、総合評価に関する運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）は、令和６年２月２８日開催の「関東地方整備局総合評価審査委員会」の審議を経て策定した「令和６年度　入札･契約、総合評価の実施方針」に基づいて作成したもので、令和６年８月１日以降に公告（公示）となる案件から適用します。

主な改定の概要は別紙のとおりです。

なお、「ガイドライン」の本編は関東地方整備局ＨＰに掲載しています。

【工事】

掲載場所：関東地整ＨＰ＞技術情報＞工事関係＞総合評価落札方式

ＵＲＬ　：http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000004.html

【業務】

掲載場所：関東地整ＨＰ＞技術情報＞建設コンサルタント業務関係＞関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札･契約、総合評価に関する運用ガイドライン

ＵＲＬ　：http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000088.html

＜発表記者クラブ＞　竹芝記者クラブ　　埼玉県政記者クラブ　　神奈川建設記者会

＜問い合わせ先＞
関東地方整備局 企画部
電話：０４８－６０１－３１５１（代表）　FAX：０４８－６００－１３７５
技術調査課　建設専門官　酒井（さかい）　【工事】　（内線：３２５７）
技術管理課　建設専門官　関（せき）　【業務】　（内線：３３１３）

概要と見直し及び改定の内容

１．概　要

令和６年度の「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン」は、令和６年２月２８日開催の「関東地方整備局総合評価審査委員会」の審議を経て策定した、「令和６年度入札・契約総合評価の実施方針」に基づき変更及び改定したもので、令和６年８月１日以降に公告する案件から適用します。

２．令和６年度見直し及び改定の内容

- 令和６年２月２８日に開催した関東地方整備局総合評価審査委員会の審議を経て策定した「令和６年度入札・契約、総合評価の実施方針」を反映しました。

（参考）

掲載場所：関東地整ＨＰ＞技術情報＞工事関係＞総合評価落札方式

ＵＲＬ　：http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000004.html

（参考） 令和6年度　入札・契約、総合評価　実施方針の変更点【工事】

国土交通省
関東地方整備局

<table>
<tr><th>変更内容</th><th>分類</th><th>適用時期</th></tr>
<tr><td>

○入札契約の運用方針

一般競争入札（政府調達協定対象）の対象金額を 6.8億円以上から 8.1億円以上に見直し

</td><td>見直し</td><td>R6.4.1
以降の契約案件</td></tr>
<tr><td>

【配点割合】いずれも標準的な配点の例

■施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

（競争参加資格対象）	総合評価対象　40		総合評価対象 3	総合評価対象 1
施工計画	企業の能力等 20	技術者の能力等 20	賃上げの実施に関する評価 3	WLB関連認定企業の評価 1

■技術提案評価型Ｓ型

（WTO以外）	総合評価対象　60			総合評価対象　4	総合評価対象　1
		段階的選抜対象　30			
	技術提案 30	企業の能力等 15	技術者の能力等 15	賃上げの実施に関する評価 4	WLB関連認定企業の評価 1
（WTO対象）	総合評価対象 60	段階的選抜対象　30		総合評価対象　4	総合評価対象　1
	技術提案 60	企業の能力等 15	技術者の能力等 15	賃上げの実施に関する評価 4	WLB関連認定企業の評価 1

■技術提案評価型Ａ型

総合評価対象 70	段階的選抜対象　40or60			総合評価対象　4	総合評価対象　1
技術提案 70	簡易な技術提案 20	企業の能力等 20	技術者の能力等 20	賃上げの実施に関する評価 4	WLB関連認定企業の評価 1

○ ワークライフバランス関連認定企業の加点評価の拡大

一般土木工事B等級（単独）以上及び建築工事B等級（以上）の場合、配点基準を見直すこととし、企業の能力等の評価項目から独立させ、新たにWLB認定評価を追加する。

全ての工事種別や等級等への対象拡大については、本省通知を踏まえて設定する。

</td><td>見直し</td><td>R6.8.1
以降の公告案件</td></tr>
<tr><td>

○インフラDX大賞の加点を追加

建設分野におけるDX促進のため、令和6年度より関東地整においてインフラDX大賞を表彰。これと併せて総合評価落札方式の企業の技術力の自由設定項目において、インフラDX大賞（本省表彰、関東地整表彰）受賞者を加点評価する。

評価項目		評価基準		評価点
企業の技術力	インフラDX大賞	評価対象とする表彰年度 ［港湾空港関係以外］ 国土交通本省の表彰　R5年度 関東地方整備局の表彰　R6年度 ［港湾空港関係］ 国土交通本省の表彰　R3～5年度 関東地方整備局の表彰　R6年度（過去3年間対象）	本省表彰（工事・業務部門における国土交通大臣表彰・優秀賞）、関東局長表彰	2点
			関東事務所長表彰	1点
			表彰無し	0点

</td><td>新規</td><td>R6.8.1
以降の公告案件</td></tr>
</table>

（参考）令和6年度　入札・契約、総合評価　実施方針の変更点【工事】

国土交通省
関東地方整備局

<table>
<tr><th>変更内容</th><th>分類</th><th>適用時期</th></tr>
<tr><td>

○自由設定項目「本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量」の見直し

「本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量」の評価項目について、地域の担い手となる企業の確保や直轄工事の受注実績の少ない企業の参加を促すとともに、受発注者の事務手続きの負担軽減を図るため、評価項目を見直し、「本発注工事の工事種別における新規契約の有無」とする。

【現行】

<table>
<tr><th colspan="3">評価基準</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="3">企業の技術力</td><td rowspan="3">本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量</td><td>手持ち工事量比率 0.5未満 又は、
契約年度の受注額が 0</td><td>2点</td></tr>
<tr><td>手持ち工事量比率 0.5 以上 1.0未満</td><td>1点</td></tr>
<tr><td>手持ち工事量比率 1.0以上 又は、
過去3年間の平均受注額が 0
（契約年度の受注額が 0の場合を除く）</td><td>0点</td></tr>
</table>

⇨

【見直し後】

<table>
<tr><th colspan="3">評価基準</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="2">企業の技術力</td><td rowspan="2">本発注工事の工事種別における新規契約の有無</td><td>当年度に本発注工事の工事種別における新規契約工事が無い</td><td>1点</td></tr>
<tr><td>当年度に本発注工事の工事種別における新規契約工事がある</td><td>0点</td></tr>
</table>

</td><td>見直し</td><td>R6.8.1
以降の公告案件</td></tr>
<tr><td>

○自由設定項目「週休2日制適用工事の施工実績」の見直し

「週休2日制適用工事の施工実績」の評価項目について、週休2日制工事の取組が促進されてきたと考えられることから、評価基準、配点を見直す。

【現行】

<table>
<tr><th colspan="3">評価基準</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="3">企業の技術力</td><td rowspan="3">週休2日制適用工事の施工実績</td><td>取組証（4週8休（28.5%）以上）がある場合</td><td>2点</td></tr>
<tr><td>取組証（4週6休（21.4%）以上4週8休（28.5%）未満）がある場合</td><td>1点</td></tr>
<tr><td>取組証無し</td><td>0点</td></tr>
</table>

⇨

【見直し後】

<table>
<tr><th colspan="3">評価基準</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="2">企業の技術力</td><td rowspan="2">週休2日制適用工事の施工実績</td><td>取組証（4週6休（21.4%）以上）がある場合</td><td>1点</td></tr>
<tr><td>取組証無し</td><td>0点</td></tr>
</table>

</td><td>見直し</td><td>R6.8.1
以降の公告案件</td></tr>
<tr><td>

○自由設定項目「若手技術者の資格」における加点評価対象の追加

将来の担い手となる若手技術者の育成を促進する観点から、若手技術者の資格の項目における加点評価の対象に、継続教育の取得状況を追加する。

</td><td>見直し</td><td>R6.8.1
以降の公告案件</td></tr>
<tr><td>

○自由設定項目「40歳以下の主任（監理）技術者の配置の有無」の新規追加

将来の担い手となる技術者の育成・確保の観点から、企業の技術力における自由設定項目に、「40歳以下の主任（監理）技術者の配置の有無」を新たに追加する。

</td><td>新規</td><td>R6.8.1
以降の公告案件</td></tr>
<tr><td>

○重点施策項目の見直し

企業の技術力における自由設定項目について、選択の自由度を確保する観点から、「難工事功労表彰等」を重点施策項目の対象外とする。
なお、「難工事施工実績」、「若手技術者の活用及び資格」及び「女性技術者の活用」は引き続き重点施策項目とする。（「若手技術者の活用及び資格」と「女性技術者の活用」のいずれかを必須とする。）

</td><td>見直し</td><td>R6.8.1
以降の公告案件</td></tr>
</table>

（参考） 令和6年度　入札・契約、総合評価　実施方針の変更点【工事】

国土交通省
関東地方整備局

変更内容	分類	適用時期
	見直し	R6.8.1 以降の公告案件

○新技術導入促進（Ⅰ型）施工能力評価型の評価基準の見直し

新技術導入促進（Ⅰ型）施工能力評価型について、これまで活用実績の多くない新技術の活用促進を図るため、NETIS登録技術のうち、現行の有用な新技術に加え、事後評価未実施技術についても加点対象とするよう評価基準を見直す。

【現行】

評価項目			配点
企業の技術力	新技術の導入促進	発注者が指定するテーマに関する有用な新技術を活用する	3点

【見直し後】

評価項目				配点	配点計
企業の技術力	新技術の導入促進	発注者が指定するテーマに関する新技術を活用する	有用な新技術を活用する	1点	3点
			事後評価未実施の新技術を活用する	2点	

○新技術導入促進（Ⅱ型）の見直し

新技術導入促進（Ⅱ型）について、施工計画と比較して新技術の実証の評価が落札結果に大きく影響していることから、配点基準を見直す。

【現行】

評価項目		技術提案評価型S型	
		WTO以外	WTO
技術提案	施工計画	15点	
	新技術の実証	15点	30点
	工事全般の施工計画		30点
	ヒアリング		必要に応じて実施
企業の技術力		15点	
技術者の技術力		15点	
		60点	60点

【見直し後】

評価項目		技術提案評価型S型	
		WTO以外	WTO
技術提案	施工計画	22点	
	新技術の実証	8点	15点
	工事全般の施工計画		45点
	ヒアリング		必要に応じて実施
企業の技術力		15点	
技術者の技術力		15点	
		60点	60点

○地域防災担い手確保型の見直し

「地域防災担い手確保型」について、災害活動実績が少ない時期においては競争性の確保の観点から適用が困難な状況であるため、災害活動の実施状況を踏まえ評価項目や配点の一部を選択できるように見直す。

【現行】

項目		評価項目	配点	選択
企業の技術力	地域精通度・地域貢献度	緊急時の施工体制	3点	◎
		災害時の基礎的事業継続力（BCP）認定の有無	3点	◎
		災害協定の有無	4点	◎
		災害協定に基づく活動実績の有無	18点 （3件まで可）	◎
	企業の施工能力	本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量	2点	◎
合　計			30点	

【見直し後】

◎：必須　○：選択

項目		評価項目	災害活動実績が多い場合	災害活動実績が少ない場合	選択
企業の技術力	地域精通度・地域貢献度	近隣地域の施工実績	－	3点	○
		緊急時の施工体制	3点	3点	◎
		災害時の基礎的事業継続力（BCP）認定の有無	3点	3点	◎
		災害協定の有無	4点	4点	◎
		災害協定に基づく活動実績の有無	9点 （3件まで可）	3点	◎
	企業の施工能力	同種工事の施工実績	－	3点	○
		本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量	1点	1点	◎
合　計			20点	20点	

分類	適用時期
見直し	R6.8.1 以降の公告案件

（参考）令和6年度　入札・契約、総合評価　実施方針の変更点【工事】

国土交通省
関東地方整備局

変更内容	分類	適用時期
○段階的選抜方式の見直し 段階的選抜方式のチャレンジ枠における選抜者数の取扱いについて見直しを行う。 **【現行】** ≪ 段階的選抜方式（チャレンジ枠）【試行】≫ ・最低10者選抜は固定 ・10者を越えた者の半数（切り捨て） 15者を上限とする（15者を越えない範囲の同位で切り捨て） ⇨ **【見直し後】** ≪ 段階的選抜方式（チャレンジ枠）【試行】≫ ・上位15者　（上位から15者目の評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む）	見直し	R6.4.1 以降の公告案件

概要と見直し及び改定の内容

１．概　要

令和６年度の「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」は、令和６年２月２８日開催の「関東地方整備局総合評価審査委員会」の審議を経て策定した、「令和６年度入札・契約総合評価の実施方針」に基づき変更及び改定したもので、令和６年８月１日以降に公示する案件から適用します。

２．令和６年度見直し及び改定の内容

- 令和６年２月２８日に開催した関東地方整備局総合評価審査委員会の審議を経て策定した「令和６年度入札・契約、総合評価の実施方針」を反映しました。

（参考）令和6年度　入札・契約、総合評価　実施方針の変更点【業務】

国土交通省
関東地方整備局

変更内容	分類	適用時期
	見直し	R6.8.1 以降の公示案件

○災害協定等に基づく活動実績の評価見直し

・「地域性-地域貢献度」の評価項目として**「災害活動実績の評価」を令和2年8月より導入中。**災害協定に基づく災害活動など、関東地方整備局の本局、事務所等からの要請に基づき実施し、『災害活動証明書』の交付を受けた災害活動実績（過去5年間）を評価。評価対象を国（関東地整以外）の機関、地方公共団体、特殊法人等の災害活動実績まで拡大【R3.8～ 】

見直し(R6)

・さらに、令和元年災害より5箇年が経過することを踏まえ、災害活動実績の評価に加え、**関東地方整備局の事務所等との「災害協定締結の有無」を評価する試行を追加設定【R6.8～ 】**

（「入札参加者を指名するための基準」-「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」）

・評価対象は関東地整の事務所等、国(関東地整以外)の機関、地方公共団体、特殊法人等との災害協定

■災害協定を証明する資料

・関東地方整備局の事務所等　：　災害協定書の写し、年度更新における通知文及び依頼文の写し（関東地方整備局の事務所等が発効したもの）

・国の機関、地方公共団体、特殊法人等　：　災害協定書の写し、年度更新における通知文及び依頼文の写し（国(関東地整以外)の機関、地方公共団体、特殊法人等が発効したもの）

従前　「災害活動実績」を評価【R2.8～】

見直し　【評価ウェイト見直し】「災害活動実績」を評価【R2.8～】　＋　【新】「災害協定締結の有無」を評価【H6.8～】

○災害活動証明の有無による評価（評価ウェイト：４点）

	地域貢献度【評価ウェイト見直し】		
概要	過去5年間の指定エリア内における災害活動実績を、総合評価落札方式の「入札参加者を指名するための基準」で評価 （「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」）		
評価内容	実績内容	評価ウェイト	
		地理的条件なし	地理的条件あり※2
	発注事務所における災害活動実績がある	4	2
	発注事務所管内を含む都県内に所在地がある関東地整の本局・事務所等の災害活動実績がある	3	2
	関東地整管内における災害活動実績がある 関東地整管外における災害活動実績がある※1	2	1
	上記以外	加点しない	

＋

○災害協定締結の有無による評価（評価ウェイト：２点）

	地域貢献度【新】		
概要	関東地方整備局管内の事務所等との「災害協定締結の有無」を評価 注）企業単体との協定を対象とし、協会等の団体との災害協定は含まない。 （「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」）		
評価内容	協定内容	評価ウェイト	
		地理的条件なし	地理的条件あり※2
	発注事務所における災害協定の締結あり	2	1
	発注事務所管内を含む都県内に所在地がある関東地整の事務所等の災害協定の締結あり	1	－
	上記以外	加点しない	
対象	総合評価落札方式で発注される全業務で選択可とする		

（参考） 令和6年度　入札・契約、総合評価　実施方針の変更点【業務】

国土交通省
関東地方整備局

変更内容	分類	適用時期
	新規	R6.8.1 以降の公示案件

〇インフラ分野のDXに係る優れた取組を評価

・令和4年度から新たに、建設生産プロセスの高度化、効率化、国民サービスの向上等の改革につながる優れた実績をベストプラクティスとして横展開するため、「インフラDX大賞」が創設。また、関東地整においても、令和6年度より「関東インフラDX大賞」を表彰。こうした**公共工事等の品質確保や生産性向上等、建設生産プロセスの高度化に関する取組を表彰された企業に加点評価。【R6.8～】**

インフラDX大賞（国土交通大臣賞、優秀賞）
及び関東インフラDX大賞（局長、事務所長)を
評価項目に新規追加

現行評価基準（プロポーザル方式の例）

評価項目		判断基準	配点ウェイト
参加表明者の経験及び能力	優良業務表彰（企業）	令和〇年度以降令和〇年度末（過去2年間）までに完了した業務において、優良業務表彰の経験のある者を以下の順位で評価する。	
		①国土交通省等発注業務で優良業務表彰「局長表彰」を受けた経験がある者。	5
		②国土交通省等発注業務で優良業務表彰「部長表彰」または「事務所長表彰」を受けた経験がある者。	3

※総合評価落札方式の場合、「国土交通省等発注業務」を「関東地方整備局発注業務」に読み替えるものとする。
※複数の受賞実績がある場合、最も評価が高くなる1つの実績で評価するものとし、組合せ評価は実施しない。

新規評価基準（案）（プロポーザル方式の例）

評価項目		判断基準	配点ウェイト
参加表明者の経験及び能力	優良業務表彰、インフラDX大賞または関東インフラDX大賞（企業）	令和〇年度以降令和〇年度末（過去2年間）までに完了した業務において、優良業務表彰(局長、部長、事務所長)、インフラDX大賞（工事・業務部門における国土交通大臣賞、優秀賞）または関東インフラDX大賞(局長、事務所長)の経験のある者を以下の順位で評価する。	
		①国土交通省等発注業務で優良業務表彰「局長表彰」を受けた経験がある者。	5
		②国土交通省等発注業務で優良業務表彰「部長表彰」または「事務所長表彰」を受けた経験がある者。	3
		③インフラDX大賞（工事・業務分野における国土交通大臣賞、優秀賞）を受けた経験があるもの。	3
		④関東インフラDX大賞(局長)を受けた経験があるもの。	2
		⑤関東インフラDX大賞(事務所長)を受けた経験があるもの。	1